

清力保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人清力会
所 在 地	大川市大字鐘ヶ江12番地の1
電 話 番 号	0944-86-3456
代表者氏名	理事長 中村 美和

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	清力保育園
施 設 の 所 在 地	大川市大字鐘ヶ江12番地の1
連 絡 先	電話番号0944-86-3456 FAX0944-86-5025
管 理 者	園長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 33人 満1歳以上満3歳未満の児童 18人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	31年 4月 1日
事 業 所 番 号	

3 サービスの目的・運営方針

清力保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,784.63㎡
	園庭	515.78㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延べ面積	1,042.53㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	もも組（満0歳児クラス）
ほふく室	1室	たんぽぽ組（満1歳児クラス）
保育室	4室	さくら組（満2歳児クラス） すみれ組（満3歳児クラス） ばら組（満4歳児クラス） きく組（満5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
一時保育室	1室	
調乳室	1室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	11	10	1	
看護師	1	1		
調理員	2	1	1	

当園では、「大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年大川市条例第26号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞ 4/1 現在

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00までの7.5時間勤務）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00までの7.5時間勤務）
看護師	正規の勤務時間帯（7：00～19：00までの7.5時間勤務）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時00までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）ラゴ、体育教室、もじかずあそび

スイミング（保護者負担）

（3）食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	おやつ	昼食	おやつ	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

一時預かり保育（一時保育）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始に関する事項

大川市が行う利用調整により、本園の利用及び利用開始日が決定されます。利用の開始に際しましては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により園児の保護者とその内容を確認し、同意を頂きます。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	今村医院
医 院 長 名	田尻ともこ
所 在 地	大川市大字中古賀724-1
電 話 番 号	0944-86-3010

(2) 歯科

医療機関の名称	岡野歯科
医 院 長 名	岡野博
所 在 地	大川市榎津 2 8 0 - 1 6
電 話 番 号	0 9 4 3 - 8 6 - 2 7 0 1

1 3 緊急時の対応

(1) 急病、けがの場合

お預かりしている園児に怪我や病状急変等の緊急事態が発生した場合には以下の対応を取ります。

- ①入園時・新年度に提出する「緊急連絡簿」の緊急連絡先（保護者等）へ連絡を入れる。
- ②園児の状況を知らせ、搬送を希望する病院（かかりつけ医等）を保護者に確認する。
- ③保護者が指定した病院に搬送する。

※保護者に連絡がつかない場合は「緊急連絡簿」記載の「かかりつけ医」に搬送する

園に届けている緊急連絡先（勤務先・携帯電話）で確実に連絡が取れるようにしておいて下さい。また、連絡先変更の際は速やかにお知らせ下さい。

(2) 自然災害等の場合

台風・大雨等の緊急時の保育体制について I C T システム「コドモン」でお知らせします。早めのお迎え依頼、休園等の措置をとる場合もありますので、日頃より、コドモンからの「お知らせ」の確認をお願いします。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 ・解決責任者 園長 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 ・電話番号 0 9 4 4 - 8 6 - 3 4 5 6 F A X 0 9 4 4 - 8 5 - 5 0 2 5 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	大坪久馬 電話番号 0 9 4 4 - 8 6 - 4 3 9 5 富田耕蔵 電話番号 0 9 4 4 - 8 7 - 5 2 7 1

※ 福岡県社会福祉会協議会に設置された運営適性化委員会に申し立てることも出きます。

〒 8 1 6 - 0 8 0 4 春日市原町 3 - 1 - 7

クローバープラザ 4 階 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 虐待防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの運用

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	園児等傷害保険、保育園賠償責任保険
保険金額	1事故につき最大120万円 対人賠償10億円・対物賠償1,000万円

18 個人情報の取り扱い

保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

19 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
制服代	制服（3歳以上児） 体操服、紅白帽子 （満3歳児以上）	実費
絵本代	教材として（満1歳児以上）	実費
父母の会会費	年間行事の経費補助として	月額500円程度
夕涼み会	タクシー代、夕食代等（5歳児のみ）	実費
園外保育（遠足）	バス代、入園料、乗り物代等 （満3歳以上児）	実費
副食費	（満3歳以上児） ※副食費の免除については市に確認下さい	月額4,500円

2 時間外保育に係わる利用者負担

【短時間保育認定】

7：00から7：30まで100円

以降30分毎に100円加算（8：30まで）

16：30から17：00まで100円以降30分毎に100円加算

【標準時間保育認定】

18：00から18：30まで100円以降30分毎に100円加算

（当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付する。）

当園における保育の提供を開始するに当たり重要事項説明書に基づき説明を行いました。

保育園名：清力保育園

説明者職名：園長

私は、本書面に基づいて清力保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

